

市民農園利用上のご注意

1 利用に際しては、次のことを守ってください。

西尾市特定農地貸付要綱（抜粋）

第4条

2 貸付を受ける者（以下「利用者」という。）は、貸付農地において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付農地を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) 建物及び工作物を設置し、又は自己の農機具等を放置すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培又は利用すること。
- (4) 永年性や多年草の作物を栽培すること。
- (5) 区画を変更したり、他の利用者及び隣接地権者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、貸付農地の管理上支障があると認められる行為。※

※ 雑草を駆除しない農法は、小規模区画の市民農園では、雑草が病害虫の発生原因となり、周囲の耕作者の迷惑となりますので避けてください。

2 野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています。ゴミや野菜くずなどは農園に放置せず、各自持ち帰り、処分してください。

3 水洗場は、泥で目詰まりを起こさないよう、配慮してください。

4 住所や連絡先を変更した時、また、耕作が出来なくなったときは、速やかに届け出てください。

5 区画を明確に保つため、通路部分の清掃、除草に心がけてください。

6 背丈の高い作物によって、隣地が日陰となることのないようご注意ください。

